

当別町地球温暖化対策実行計画 区域施策編 (概要版)

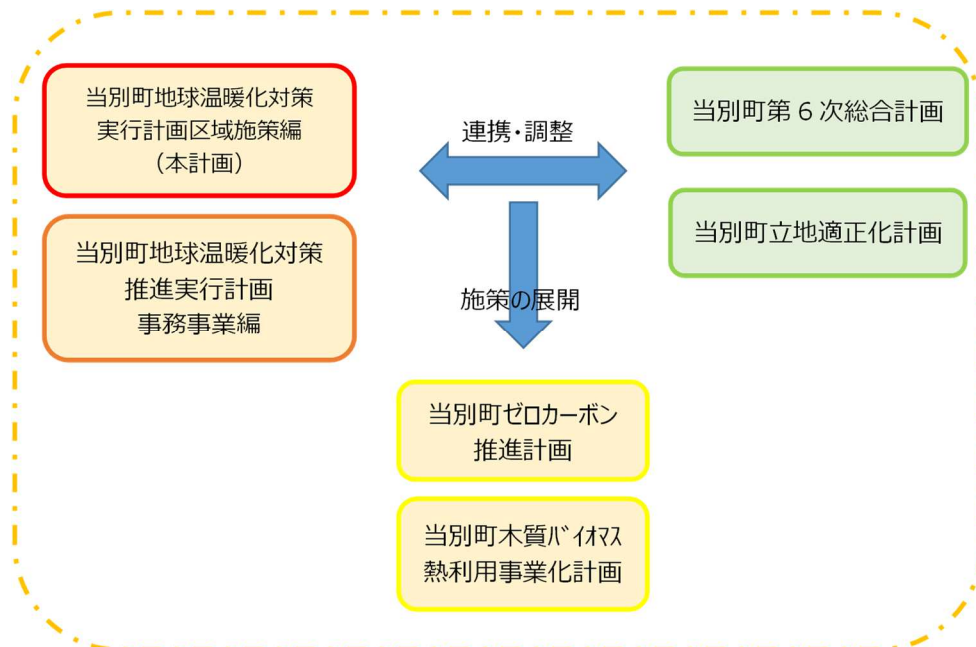
1) 計画策定の背景 (P2~P5)

国は、令和3年5月に地球温暖化対策推進法を改正し、「2050年カーボンニュートラル」を目指した地球温暖化対策の基本理念を示しました。また、北海道は、令和3年3月に「2050までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しています。

これらの状況を踏まえ、当別町は、国や北海道の動向を踏まえ、2050年カーボンニュートラル（ゼロカーボン）の実現に向け、当別町における温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める「当別町地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定することとしました。

2) 計画の位置づけ(P11)

本計画は、国の地球温暖化対策推進法に基づく、地球温暖化対策計画に位置付けられるとともに、当別町における他の計画との整合、連携を図ります。



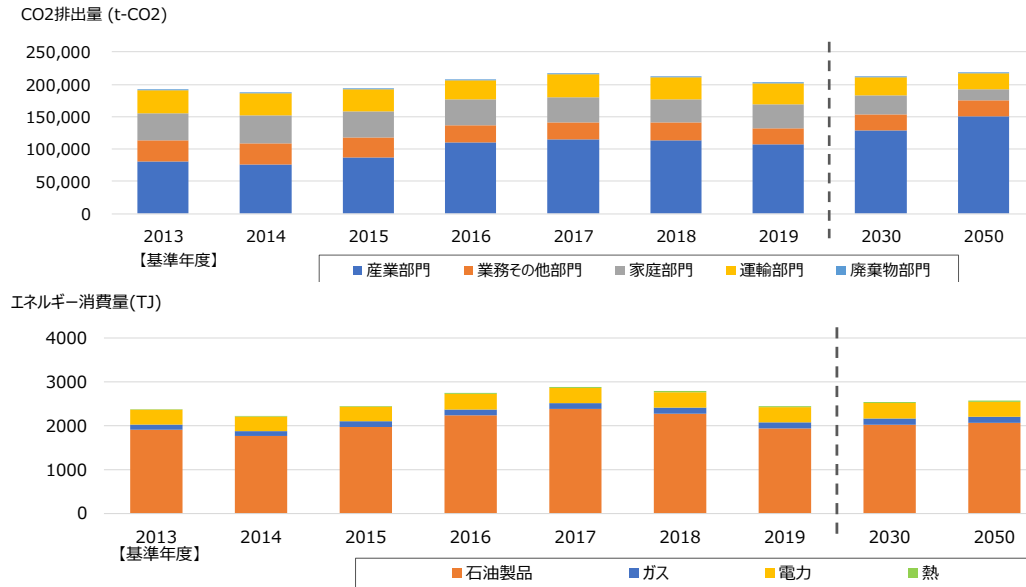
3) 計画期間(P12)

2013年度を基準年度とし、2030年度を目標年度とします。



4) 当別町の二酸化炭素排出量の現状と推計(P14~P20)

当別町の二酸化炭素排出量の排出割合が高いのは、部門別においては、産業部門、エネルギー種別においては、石油製品となっています。また、2030年、2050年の推計においても同様に排出割合が高い状況です。



5) 二酸化炭素排出量の削減目標(P28~P29)

【長期目標】2050年までに、二酸化炭素排出量と森林吸収量を相殺し、実質排出量ゼロ（ゼロカーボン）を目指します。

当別町は2050年ゼロカーボンを目指します

【中期目標】2030年までに、二酸化炭素排出量と森林吸収量を相殺し、実質排出量50%削減を目指します。

**【2030年度の中期目標】
2013年度比実質排出量50%削減
を目指します**

6) ゼロカーボンに向けた取り組み(P30~P32)

当別町の特色に合わせた地域資源を活用した取り組みを進めていきます

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 自家消費型太陽光発電の設置 | 12. 農業の生産性・持続性の両立 |
| 2. 地域共生型の再生可能エネルギー活用 | 13. 有機農業等の推進 |
| 3. 木質バイオマス機器の導入 | 14. 省エネ診断の実施 |
| 4. 地中熱ヒートポンプの活用 | 15. 導入設備の見直し |
| 5. 町内再生可能エネルギー発電所の環境価値活用 | 16. ライフスタイルの見直し |
| 6. 施設のZEB化誘導 | 17. 生ごみ,下水汚泥,食品残渣,農業残渣の利活用 |
| 7. 住宅のZEH化の推進 | 18. EVを活用したレジリエンスの強化 |
| 8. ゼロカーボンドライブ | 19. 農産物の地産地消の推進 |
| 9. 資源循環の高度化 | 20. 環境教育の実施 |
| 10. コンパクトプラスネットワーク | 21. 新しい技術への対応 |
| 11. 森林の循環利用 | 22. デジタル活用や行動変容によるゼロカーボン |

(参考)

本町のような寒冷地は、区域内のエネルギー消費量のうち、石油製品の使用割合が多いことが、特徴としてあげられます。特に本町の石油製品の使用割合は、約8割と高く、電気の使用割合は約1割ほどです(P15)。ここでわかるのが、1割の電気を再エネ電源に置き換えても、約8割の石油製品を再生エネに置き換えないと、ゼロカーボンは実現できないこととなります。

特に冬の暖房エネルギーの石油製品の使用割合を減らす工夫が必要と考えます。そこで、灯油ストーブや灯油ボイラから、薪、ペレットストーブなどの木質バイオマスを活用することや、寒冷地エアコンなど、ヒートポンプ機器に置き替え、エネルギー転換を進めて行き、その電気を再エネ電源で賄うことで、石油製品の使用割合を減らすことができると考えます。

7) 目標達成に向けたロードマップ(P37)

目標達成に向けたロードマップを示します。

取組	短期	中期 (2030年頃まで)	長期 (2050年頃まで)
① 自家消費型 太陽光発電の設置	公共施設への太陽光発電設備の設置	既存施設への導入 500kW 施設の新設時に導入	
	住宅屋根、壁面への太陽光発電設備の設置		全世帯の40% 全世帯の60%
② 地域共生型の 再エネ活用	田園風景、自然環境などの美しい景観に調和 地域住民との合意形成が図られ、地域に根差した再エネ導入		400kW
③ 木質バイオマス 機器の導入	公共施設への木質バイオマス機器の導入	既存施設への導入 施設の新設時に導入	
④ 地中熱ヒート ポンプの活用	より省コストな採熱方式の採用 オープンループ方式、融雪槽利用方式		
⑤ 町内再エネ発電所 の環境価値活用	町内の再エネ発電所の環境価値を活用		
⑥ 施設のZEB化	公共施設のZEB化	施設の新設時に導入	既存施設のZEB化
	ホテル・業務ビルのZEB化		全事業所の10% 全事業所の15%
⑦ 住宅のZEH化 推進および住宅 建築物の省エネ 性能向上	住宅のZEH化		全世帯の50% 全世帯の85%
	住宅・ホテル・業務ビルの断熱改修の推進		全事業所の50% 全事業所の80%
⑧ ゼロカーボン・ ドライブ	公共施設・民間施設への充電ステーションの導入		
	乗用車・バス・トラックのEV化		450台 900台
⑨ 資源循環の 高度化	BDFの利用拡大・廃食油回収の徹底 生ごみ、下水汚泥、食品残渣などの有効活用		
⑩ コンパクト・プラス・ ネットワーク	居住誘導・都市機能誘導によるコンパクトなまちづくり 再エネや熱の共同利用		
⑪ 森林の循環利用	森林整備・遊休農地の森林化		
⑫ 農業の生産性・持 続性向上の両立	スマート農業の推進・施設園芸の省エネ機器導入・農業機械のEV化や自動化 水田から出るメタンガスの削減や、窒素肥料の減肥による一酸化二窒素の削減		
⑬ 有機農業等の 推進	有機農業等の推進		

8) ゼロカーボンシティー（町の将来像）(P38)

本計画で目指す当別町の将来ビジョンのイメージを示します。



9) 環境保全に配慮した促進区域について(P39~P42)

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、区域施策編において、市町村は促進区域の設定を定めるよう努めることとされていることから、当別町の促進区域を設定します。

【促進区域の基本的な考え方】

- 国や北海道の基準に準じて促進区域を設定します。
- 地域との合意形成を重視し、地域主導型の再生可能エネルギーを推進します。
- 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや、エネルギー需要を勘案し、町が積極的に促進区域に事業を誘導します。
- 当別町の促進区域は、国、及び北海道の促進区域の設定に関する基準に合わせ、当別町の全区域から、国及び北海道の促進区域に含めることが適切ではない区域を除く区域とします。

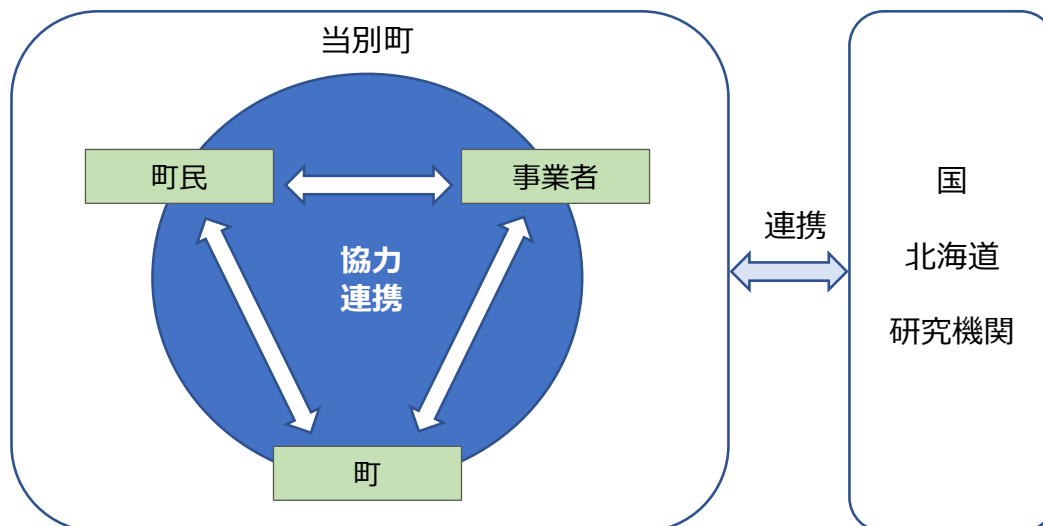
【対象とする設備】

促進区域内で対象とする地域脱炭素化促進施設の種類は以下となります。

- 発電設備
 - 太陽光発電施設、中小水力発電設備、バイオマス発電設備
- 熱利用設備
 - 地中熱、雪氷熱、下水熱（大気中の熱その他の自然界に存する熱利用設備）
 - バイオマス熱利用設備（チップボイラ、ペレットボイラ、薪ストーブ等）

10) 進捗管理(P43)

ゼロカーボンは、町の施策のみでは達成することはできません。町民や事業者の協力が必要です。また、町で策定している他の計画とも調整を図り、国や北海道、大学等の研究機関とも連携をとりながら、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進していきます。



当別町地球温暖化対策実行計画 区域施策編 (概要版)

2024 (令和6年) 3月

発行：北海道当別町経済部ゼロカーボン推進室

Tel 0133-27-5089

e-mail:energy@town.tobetsu.hokkaido.jp